

## 年分 医療費控除の明細書【内訳書】

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住所 津別町字幸町41番地

氏名 津別 太郎

健康保険組合などから発行される「医療費通知」で申告する場合は、この欄に転記してください。

### 1 医療費通知に記載された事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)~(3)を記入します。

※医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。

(例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者の氏名、④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が支払った医療費の額、⑥保険者等の名称

(1) 医療費通知に記載された医療費の額(自己負担額)(注)	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険(高額療養費など)などで補てんされる金額
円 ㊦	円 ㊧	円 ㊨

(注) 医療費通知には前年支払分の医療費が記載されている場合がありますのでご注意ください。

この明細書は、申告書と併用します。

### 2 医療費(上記1以外)の明細

「領収書1枚」ごとではなく、「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険(高額療養費など)などで補てんされる金額
津別 太郎	〇〇病院	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	100,000 円	50,000 円
津別 太郎	△△薬局	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	30,000	
津別 太郎	〇△クリニック	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	70,000	
津別 花子	〇〇病院	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	70,000	
津別 花子	〇〇薬局	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	40,000	
2 の 合 計			㊦ 310,000	㊨ 50,000

医療費の領収書から、  
①医療を受けた人ごと、  
②病院、薬局ごと、  
③1年間分の支払い額で整理してこの欄に記入します。  
※支払月が1~12月の金額をまとめます。  
※生命保険などで補てんされた金額があれば(5)の欄に記入し、後で差し引きます。

### 3 控除額の計算

支払った医療費	(合計) 310,000 円
保険金などで補てんされる金額	50,000
差引金額(因-因)	(マイナスのときは0円) 260,000
所得金額の合計額	3,520,000
㊩×0.05(赤字のときは0円)	176,000
㊩と10万円のいずれか少ない方の金額	100,000
医療費控除額(㊩-㊩)	(最高200万円、赤字のときは0円) 76,000

A ← この欄で、医療費控除の計算をします。  
B ← 医療費支払額から補てん金などを差し引き、さらに所得金額の5%か10万円のいずれか少ない方の金額を差し引きます。残った金額が医療費控除額となります。  
C ←  
D ←  
E ← ※この控除を受ける場合は、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受けることはできません。(併用不可)  
F ←  
G ←

# 令和6年分より町で受ける 確定申告の区分が変わります！

## 変更点

○以下の確定申告については津別町役場では受け付けませんので、e-Taxでの電子申告もしくは網走税務署へ直接ご相談ください。

- ①青色申告
- ②譲渡所得
- ③株式等の譲渡所得
- ④利子・配当・山林所得
- ⑤住宅借入金特別控除

## 書面による提出先が変更になりました

○令和6年7月より国税局の内部事務センター化に伴い、書面による申告書類の提出先が「網走税務署」から「札幌国税局業務センター旭川分室」へと変更となりました。送付先は下記の通りです。

【送付先】〒078-8507

旭川市宮前1条3丁目3番15号 旭川合同庁舎  
札幌国税局業務センター旭川分室

## 受付期間

○確定申告期間：令和7年2月17日(月)~令和7年3月17日(月)

○役場受付期間：令和7年2月17日(月)~令和7年3月14日(金)

※提出先変更に伴い、役場受付分の郵送処理の関係により役場受付期間が短縮となっておりますのでご注意ください。

## 受付時間

○午前9時~12時、午後1時~5時

※上記受付時間に仕事等の都合で来庁できない方については、事前にご連絡いただければ夜間の受付も対応いたします。(午後8時まで)

## 受付場所

○役場1階税務収納係10番窓口

## スムーズな申告のために必ずお願いしたいこと

○収支内訳書や医療費控除明細書については、役場で代理作成は行いませんので、事前作成をしてお越してください。医療費控除明細書の記載方法は左記ページをご確認ください。

## その他

○国税庁ホームページの確定申告書作成コーナーで申告書作成ができます。マイナンバーカードを利用し、ご自分でパソコンやスマートフォンから電子による申告書の提出が可能です。詳しくは、国税庁のホームページをご確認ください。



▲医療費控除



▲国税庁 HP